

公安委員会会議録

開催日時	令和6年7月3日(水)	自 午後 0時45分 至 午後 3時 5分
開催場所	山口県警察本部公安委員会室、同公安委員室	
出席者	公安委員	弘永委員長 今村委員

第1 審議概要

本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長及び首席監察官同席の上、下記の報告を受けた。

1 銃砲等一斉検査の実施結果

生活安全部長から、

令和6年4月から5月末までの間、銃砲等一斉検査を実施した。この検査は毎年実施しており、今回は延べ68か所で、1会場3人体制とし、猟銃安全指導委員を含む延べ253人で実施した。

猟銃安全指導委員については、猟銃を10年以上所持し、公安委員会の委嘱を受けた方で各署に1、2名配置している。

(1) 検査の実施要領

面接により所持者の健康面や生活実態を把握し、銃砲の使用実績と保管状況の確認及び、持参した銃砲の実測や、構造確認と許可証の記載内容の照合により、不正改造の有無の確認も実施している。

(2) 実施結果

実施率は100%である。ただし、令和6年中に3年ごとの更新検査を受ける所持者については、所持者の負担軽減及び検査の効率化のため、本検査を除外とし、更新申請時に検査を受けることとしている。

(3) 県内の銃所持実態

県内で、ライフル銃や散弾銃、空気銃の所持許可を受けているのは、1,101人であり、内訳は男性が96%と圧倒的に多い。年代別では、50歳代～70歳代が7割を占めている。平均年齢は63歳である。

丁数については、1,887丁であり、都道府県では36番目となり、全国的には山口県は少ないと言える。10年前と比べると、所持者が約300人、丁数は約700丁減少している。これは、高齢化や趣味の多様化、銃の規制強化といった背景がある。

(4) 廃銃状況

高齢等を理由とした銃の廃棄申出や、警察側から使用実績が極めて少ない所持者を説得するなどし、検査期間中に23人が25丁の銃を廃棄した。そのうち、17人からは許可証の返納を受けた。

(5) 不適格者の排除

今回、所持不適格として2名から許可証の返納を受けた。

認知機能の低下が疑われる所持者に対し、粘り強く働きかけて許可証の返納を受けた。

また、所持許可の欠格事由に該当する、精神疾患治療中の所持者から許可証の返納を受けた。

いずれも誠実に検査した実績により、返納に至ったもので、引き続き、銃規制の要として、士気を高め、取り組んでいく。

(6) 今後の課題

各部門と連携し、不適格者の早期発見と排除について、所持の欠格事由の兆候を把握し、欠格者の排除に努める。

所持許可申請を不受理とする場合には、不受理後の動向も含め、担当部門と連携していく。

また、昨今の銃撃事件を背景に、6月14日に改正銃刀法が公布された。この改正では、自作銃に関する防止対策とハーフライフル銃の所持基準厳格化が大きな改正点である。この改正について県警察職員への教養及び、所持者への周知など、厳格な運用に努めていきたい。

旨の説明があった。

今村委員から、「警察は、様々な業務において、業務目的の達成に向け、粘り強く取り組んでおり、評価している。銃砲は危険なものであるので、所持者の実態把握は重要である。高齢化により、猟銃所持者が減少することで不都合はあるか。」旨の発言があり、生活安全部長から、「警察だけでは対処するのが難しい部分として、熊の対策に支障が出る。」旨の説明があった。

弘永委員長から、「所持者の平均年齢が63歳とのことであるが、車の運転以上に危険であることから所持者の実態把握が必要である。管理は大変と思うが、しっかりやってほしい。ところで、今回の改正銃刀法施行によって、自作銃をインターネットで掲示する行為を規制できるようになるのか。」旨の発言があり、生活安全部長から、「自作銃の作成方法をインターネットに掲載する行為が、罰則の対象として新設される。」旨の説明があった。

2 自転車乗車用ヘルメット着用の浸透状況

交通部長から、

令和5年4月の道路交通法一部改正により、自転車乗車用ヘルメット着用が努力義務化されて1年が経過し、また、本年4月の「山口県自転車の安全で適正な利用促進条例」の施行により、各種取組を推進しているところ、ヘルメット着用の浸透状況について調査を行った。

(1) 調査方法

駐輪場が整備された駅（防府市、宇部市）及び、ショッピングセンターの周辺（山口市、下関市）の合計4か所において、本年5月中の通勤通学時間帯を中心に実施。

この方法は、警察庁指示による全国調査の基準である。1か所あたり200台超のサンプル数を調査。

(2) 調査結果

令和6年5月の調査では、885人中380人がヘルメットを着用しており、着用率は42.9%であった。

前回調査である令和6年2月時点では、21.8%であったことから、2倍近く

向上した。

今回、着用率を年代別に見たところ、高校生は59.8%となっており、前回の0.8%と比べ、格段に上昇した。これは、本年4月に県内の公立高等学校等の校則に「自転車乗車用ヘルメット着用義務」を明記した効果が大きい。

しかしながら、成人と高齢者の着用率は、前回調査と比較しても依然として低い状況であるので、さらなる着用促進が課題である。

(3) 今後の取組

- ・ 企業等に対する交通安全教育、あらゆる媒体を活用した広報及び街頭活動等を通じ、ヘルメット着用指導の徹底
- ・ 市町、事業者、大学等の学校及び高齢者と関わりの高い関係団体等と連携し、ヘルメットの着用推進に向けた取組の推進
- ・ 条例では、自転車利用者をはじめ、事業者等がそれぞれの果たすべき役割が示されているので、自転車が関与する交通事故の分析結果等の情報提供を実施
- ・ 本年10月から、義務化される自転車保険の加入に向けた広報等に取り組んでいきたい。

旨の説明があった。

今村委員から、「高校生のヘルメット着用率の向上について、校則の影響力は大きい。自転車の任意保険についても、ユーチューブを活用し、今後を見据えた広報を行っているよう承知している。事前に情報を伝えておくことは重要である。高齢者に対しては、万が一の時に、ヘルメットの着用は健康寿命が延びる面もあると広報すると良いのではないか。ところで、調査において小学生は何人であったか。」旨の発言があり、交通部長から、「駅や商業施設での調査であったので、小学生は少なく10人であった。」旨の説明があった。

弘永委員長から、「前回の調査が2月と、5月の調査と比較して、3か月しか経過していないが、着用率が増加しているので、引き続き着用率を増加できるよう取り組んでほしい。高校生の義務化について、私立高校の義務化はどうか。さらに、義務化に伴いヘルメットの購入に助成などの補助はあるのか。」旨の発言があり、交通部長から、「私立高校も取り組んでいると認識している。高校生の着用率が59.8%であるのは、駅や商業施設においての調査であり、通学中でない学生が含まれているのではないか。ヘルメットの購入助成について、一部市町において高校生に限らず補助していると把握している。」旨の説明があった。

3 経済安全保障セミナーの開催

警備部長から、

先端技術情報を保有する企業は多数存在しており、これらの高度な先端技術情報が国外に流出し、軍事目的で転用された場合、安全保障上、重大な影響が生じかねない。

山口県警察では、先端技術情報の流出防止に向けた取組として、安全保障分野の有識者を招へいしてセミナーを開催することにより、先端技術情報を保有する県内企業や関係機関等における危機意識向上及び自主的対策を促進している。

(1) 開催概要

- ・ 開催日時
令和6年7月8日（月）午前10時30分から午後0時までの間
- ・ 場所
KDD I 維新ホール（山口市）

- ・ 講師
兼原 信克氏（山口県出身）
同志社大学特別客員教授、元国家安全保障局次長
- ・ 演題等
「経済安全保障を取り巻く激動の国際情勢」と題し、経済安全保障の歴史や、国家としての経済安全保障対策の推進状況、また、諸外国における経済安全保障の取組などについて講演を実施した。

(2) 聴講者（見込み）

- ・ 県内企業 約40事業所50人
- ・ 自治体 5人
- ・ 関係機関 8人
- ・ 警察職員（他県警察含む）30人

(3) 参考

昨年も同様のセミナーを行っており、県警察によるセミナー開催は全国初の取組であり、今回は2回目となる。山口県警察で昨年開催した後に、他県警察でも同様に開催され、今回のセミナーには、近隣他県警察から聴講に来県する予定である。

(4) 対策の推進状況

- ・ 企業等に対して技術流出防止の意識を浸透させるため、個別訪問や講演会形式によるアウトリーチ活動を推進する。
- ・ 県、関係機関と連携し、効果的な情報を提供する。

(5) 今後の方針

- ・ 関係機関、経済関連団体を通じた先端技術保有企業の実態把握に努める。
- ・ 個別訪問等を活用してアンケート調査を行い、経済安全保障対策の意識浸透度を図り、県警察への要望を取りまとめ、活動を検証する。

旨の説明があった。

今村委員から、「経済安全保障は難しいテーマであるが、安全保障上必要なことである。海外の情勢も変化していく中で、国内でも対策していく必要があり、山口県警察がセミナー開催に取り組んでいることは、先見の明がある。先端技術を保有している企業は、危機意識を高める必要があるのではないか。」旨の発言があり、警備部長から、「企業によって経済安全保障への取組には温度差があると感じる。アウトリーチ活動で警察から説明し、理解を深めてもらっている。」旨の説明があった。

弘永委員長から、「昨今では政府で経済安全保障上の機密保持に関する議論もあると承知している。進んだ取組を、他県警察に先駆けて行っているのは素晴らしい。」旨の発言があった。

第2 決裁・報告

課長等から下記のとおり説明を受け、決裁を行うなどした。

1 決裁概要

(1) 運転免許の行政処分

運転管理課長から、運転免許の行政処分に係る意見の聴取・聴聞への出席者5人からの聴取結果について報告を受けるとともに、処分理由等の説明を受けた後、審査の上で処分を決定した。欠席者12人については、運転管理課長から処分理由等の説明を受けた後、審査の上で処分を決定し、他1人については、再呼出しとした。

- (2) 意見の聴取・聴聞の主宰者指名
運転管理課長から、令和6年7月24日に開催する意見の聴取・聴聞における主宰者の指名について説明を受け、決裁した。
- (3) 審査請求の審理
公安委員会事務官から、6月5日及び6月19日に受理の報告を受けた再審査請求について、生活安全捜査課長から、1月31日に受理の報告を受けた審査請求について、それぞれ審理経過の説明を受け、裁決書を決裁した。
- (4) 苦情の申出の受理
公安委員会事務官から、公安委員会宛てになされた苦情の申出について要旨の説明を受け、決裁した。
- (5) 犯罪被害者等給付金支給等の裁定に関する審査基準の改正
警察県民課長から、犯罪被害者等給付金支給等の裁定に関する審査基準の改正について説明を受け、決裁した。
- (6) 審査請求に係る審議の併合
警察県民課長から、審査請求に係る審議の併合について説明を受け、決裁した。
- (7) 警察職員の派遣に係る援助要求
警備課次長から、原子力施設の警戒警備に従事させるための援助要求に関し、派遣期間等の説明を受け、決裁した。

2 報告概要

- (1) 「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」に基づく調査の開始（2件）
公安委員会事務官から、「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」に基づく調査（2件）の開始について、対応方針の報告を受けた。
- (2) 運転免許更新時講習資料の改定
運転免許課長から、運転免許更新時講習資料の改定について、説明を受けた。
- (3) 外国語版の運転免許学科試験問題のさらなる拡充
運転免許課長から、外国語版の運転免許学科試験問題のさらなる拡充について、説明を受けた。
- (4) 山口被害者支援センター役員等の変更に伴う公安委員会報告
警察県民課長から、山口被害者支援センター役員等の変更について、報告を受けた。
- (5) 監察関係業務報告
監察官から、監察案件について、報告を受けた。

第3 協議

今後の公安委員会における運営について、協議した。